



# 大治町成年後見制度 利用促進基本計画

〔令和4年度～令和8年度〕

令和4年3月

大治町

# 目次

<b>1. 基本計画策定の背景と目的</b> . . . . .	<b>2</b>
<b>2. 基本計画の策定方針</b> . . . . .	<b>2</b>
(1) 基本計画の位置づけ . . . . .	2
(2) 基本計画の期間 . . . . .	2
(3) 計画策定の流れ及び体制 . . . . .	2
<b>3. 成年後見制度利用に関する現状と課題</b> . . . . .	<b>3</b>
(1) 現状 . . . . .	3
①対象者数 . . . . .	3
②相談件数、利用者数及び町長申立て件数 . . . . .	3
(2) 課題 . . . . .	4
①制度が必要な人に対する支援の必要性 . . . . .	4
②相談体制の整備の必要性 . . . . .	4
③本人の意思を尊重する体制づくりの必要性 . . . . .	4
<b>4. 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方</b> . . . . .	<b>5</b>
(1) 目標 . . . . .	5
(2) 基本的な考え方 . . . . .	5
①地域連携ネットワークの三つの役割 . . . . .	5
②地域連携ネットワークの基本的仕組み . . . . .	5
<b>5. 成年後見制度利用促進にあたっての具体的な取組み</b> . . . . .	<b>7</b>
(1) 地域連携ネットワークの中核となる機関の概要 . . . . .	7
(2) 中核機関の設置・運営形態 . . . . .	7
①設置の主体 . . . . .	7
②運営の主体 . . . . .	7
(3) 中核機関が担うべき具体的機能等 . . . . .	7
①広報機能 . . . . .	7
②相談機能 . . . . .	7
③成年後見制度利用促進機能 . . . . .	8
④後見人支援機能 . . . . .	8

# 1. 基本計画策定の背景と目的

成年後見制度は、認知症、知的障がい、その他精神的な障がいがある方等の財産管理や日常生活等を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が制定されました。

近年では、核家族化や高齢化の進展により、高齢者や精神的な障がいがある方だけの世帯が増加しており、このような方々の財産管理や日常生活を社会全体で支えていくことが、今後ますます重要となってきます。

こうしたことから、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、大治町成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定し、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進していくこととします。

# 2. 基本計画の策定方針

## （1）基本計画の位置づけ

基本計画は「大治町老人福祉計画・介護保険事業計画」、「大治町障害者計画」、「第6期大治町障害福祉計画・第2期大治町障害児福祉計画」との整合性を保ちながら、認知症高齢者や障がいのある人等の権利擁護支援のための計画として位置付けます。

## （2）基本計画の期間

基本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。

令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
大治町成年後見制度利用促進基本計画					同左
大治町老人福祉計画・介護保険事業計画		同左			同左
大治町障害者計画		同左			
大治町障害福祉計画・大治町障害児福祉計画		同左			同左

## （3）計画策定の流れ及び体制

令和3年4月に大治町成年後見センター準備委員会を設置し、司法関係者、医療関係者、福祉関係者等より基本計画策定に関し審議を重ねました。

また、令和3年12月22日～令和4年1月21日には意見公募手続（パブリックコメント）を実施し、幅広い意見の聴取に努めました。

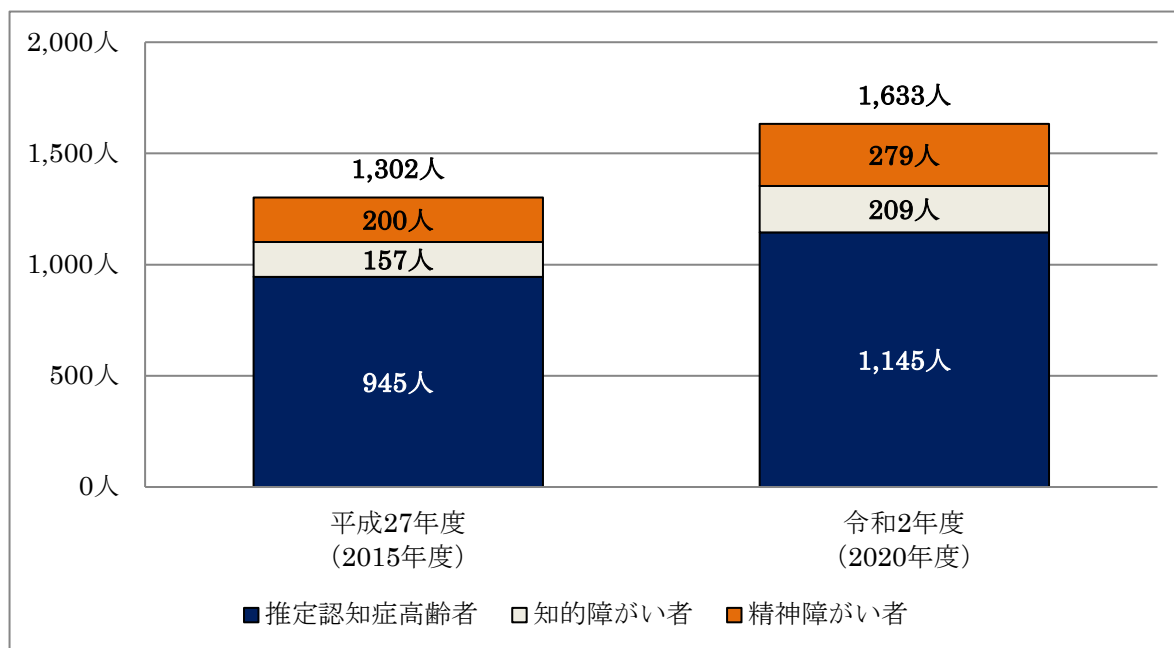
### 3. 成年後見制度利用に関する現状と課題

#### (1) 現状

##### ① 対象者数

国の推定認知症有病率を用いて算出する本町の推定認知症高齢者数と療育手帳保有者数及び精神障害者保健福祉手帳保有者数を成年後見制度利用対象者数と見込むと、令和2年度は平成27年度と比較して331人の増加となっています。

■成年後見制度利用対象者数の比較



(資料：民生課)

※推定認知症高齢者数＝65歳以上人口×厚生労働省の推定認知症有病率（平成27年度：15.2%、令和2年度：16.7%）

※知的障がい者は療育手帳保有者数、精神障がい者は精神障害者保健福祉手帳保有者数（各年4月1日現在）

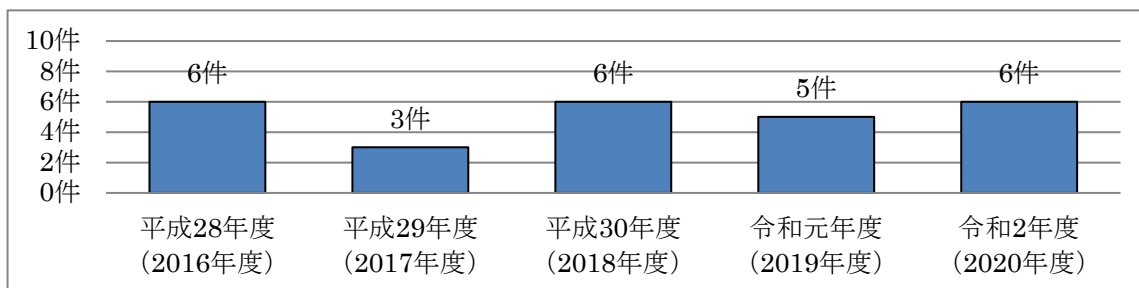
##### ② 相談件数、利用者数及び町長申立て件数

平成28年度から令和2年度にかけて、本町における成年後見制度の相談件数は、3件～6件の間で推移しています。

利用者数は、平成29年の20人を最高に、その後減少しています。

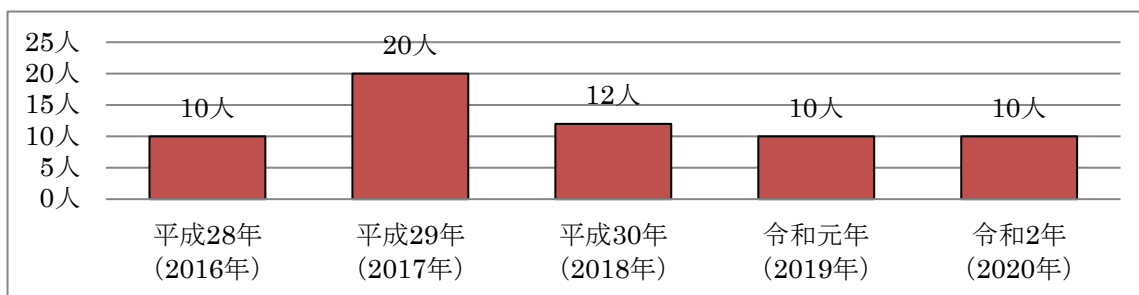
また、町長申立て件数は0件となっています。

## ■本町における成年後見制度の相談件数の推移



(資料：大治町社会福祉協議会)

## ■本町における成年後見制度（任意後見含まず）の利用者数の推移



※利用者数は、各年12月末時点の状況

(資料：名古屋家庭裁判所)

## (2) 課題

### ① 制度が必要な人に対する支援の必要性

推定認知症高齢者数や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保有者数に対して、成年後見制度の利用件数は少ない状況にあります。

制度を必要とする人が利用できるよう、制度や相談先の周知・啓発を図るとともに、対象者を発見し、支援に結び付けていくことが必要です。

### ② 相談体制の整備の必要性

制度についての相談先として、役場や社会福祉協議会がありますが、専門の窓口がありません。

制度の利用についての具体的なアドバイスや、関係書類の作成の支援、専門職団体との連携等、制度に特化した窓口の設置が求められます。

### ③ 本人の意思を尊重する体制づくりの必要性

制度を必要とする人の本人らしい生活を守るため、身近な親族や福祉・医療・地域の複数の関係者が協力して、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、地域全体で支える仕組みを作ることが必要です。

## 4. 成年後見制度利用促進にあたっての目標と基本的な考え方

### (1) 目標

本人らしい生活を守るために成年後見制度を利用できるよう、相談窓口として「おおはる成年後見支援センター」を整備するとともに、支援の必要な人を発見し、必要な支援につなげる地域連携の仕組み（地域連携ネットワーク）を構築し、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく生活できる地域共生社会の実現を目指します。

### (2) 基本的な考え方

#### ① 地域連携ネットワークの三つの役割

##### ア) 権利擁護支援が必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援が必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。

##### イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。

##### ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の推進

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を推進します。

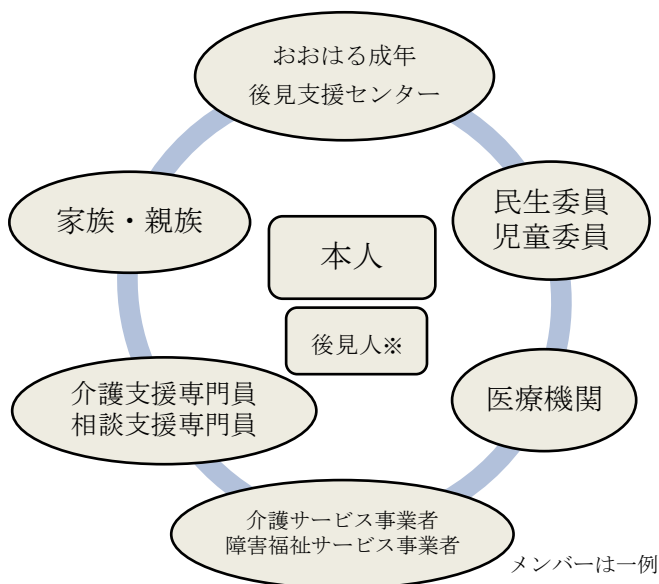
#### ② 地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

##### ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付けます。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。



※後見人は、後見等開始後に加わる。

**「チーム」とは**

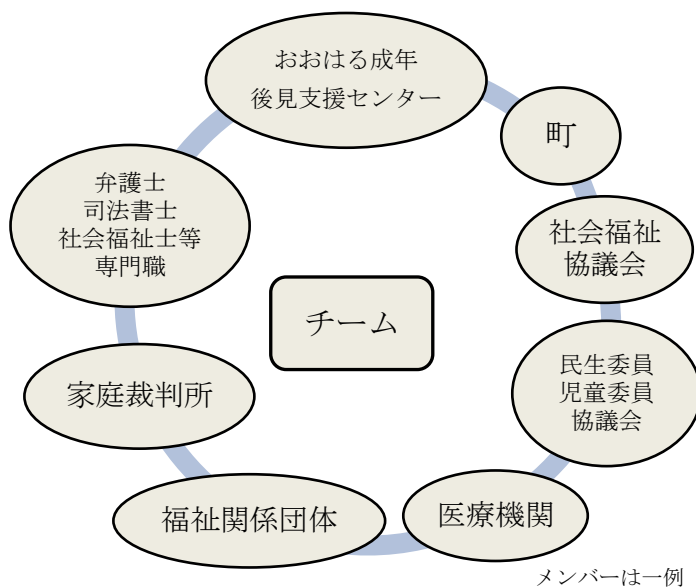
権利擁護支援が必要な人を支援するために構成された関係者。

定期的にケース検討会議を開き

- ・ 支援方針の決定
- ・ 後見制度利用の検討
- ・ 継続支援の経過報告
- ・ その他制度の利用検討等を行う。

## イ) 「支援検討委員会」によるチームを支援する体制づくり

後見開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。



**「支援検討委員会」とは**

後見開始の前後を問わず「チーム」に対し必要な支援を行えるよう専門職団体や関係機関が連携・協力できる体制づくりを進め、成年後見制度の利用可否・受任者調整・支援のあり方等について検討を行う。

おおはる成年後見支援センターが事務局機能を担う。

## 5. 成年後見制度利用促進にあたっての具体的な取組み

### (1) 地域連携ネットワークの中核となる機関の概要

地域連携ネットワークの中核を担う機関として、「おおはる成年後見支援センター」を位置付けます。

中核機関は、様々なケースに対応するために法律・福祉等の専門職による専門的助言や、地域の幅広い関係者との信頼関係を維持発展させ、地域における連携・対応強化を継続的に推進していく役割を担います。

### (2) 中核機関の設置・運営形態

#### ① 設置の主体

設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、本町の有する個人情報をもとに行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整の必要があることなどから、本町となります。

#### ② 運営の主体

運営は、本町における地域福祉・介護保険・障害福祉サービス・児童福祉事業の総合的な拠点として、福祉全般の支援体制が構築されている大治町社会福祉協議会が、本町からの委託を受けて行います。

### (3) 中核機関が担うべき具体的機能等

中核機関は、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能を持ち、専門職団体や地域関係者と連携し、権利擁護における地域課題の解決に向けて検討・調整を行います。

#### ① 広報機能

- 研修会、出前講座、講演会の実施
- ホームページ作成、リーフレット配布
- 医療機関、介護支援事業所、金融機関等に相談窓口を周知

#### ② 相談機能

- 制度利用に関する相談支援
- 専門職による専門相談



### ③ 成年後見制度利用促進機能

- 本人らしい生活を守るための成年後見制度の利用に係る検討・専門的判断
- 親族成年後見人候補者等への関係機関からの助言、継続的な支援の調整
- 市民後見人養成研修会の実施
- 日常生活自立支援事業関連制度からのスムーズな移行
- 利用支援事業の促進

### ④ 後見人支援機能

- 市民後見人、親族後見人等からの日常的な相談に応じる体制整備
- チーム関係者に対する後見人支援についての研修会の実施

※③、④の取り組みについては、関係機関と協議を行いながら、「おおはる成年後見支援センター」設置後、段階的に機能の充実を目指します。

## ■ 地域連携ネットワークのイメージ

